

# 小平町子ども読書活動 推進計画

＜第3次計画＞

令和4年度～令和8年度



令和4年3月  
小平町教育委員会

## 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1～3
1 子ども読書計画推進の意義	1～2
2 計画の目的	2
3 計画の基本方針	2
4 計画の対象と期間	3
第2章 子どもの読書活動の推進	4～12
1 家庭・地域における読書活動の推進	4
1) 家庭における読書活動の推進	4
2) 地域における読書活動の推進	5
3) 公民館図書室における読書活動の推進	5
4) 小平町における読書活動の推進	6
2 公民館図書室における読書活動の推進	7
1) 図書室における読書活動の推進	7
2) 図書室における普及・啓発	8
3 幼稚園・小・中学校における読書活動の推進	9
1) 学校等における読書活動の推進	9
2) 学校等における普及・啓発の推進	10
3) 学校図書館における他の図書館や保護者との連携	11
4 町との連携による読書活動の推進	12
第3章 施策の推進について	13
1 小平町における推進体制	13
資料	14
子どもの読書活動の推進に関する法律	14～16

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 子どもの読書活動推進の意義

読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものとし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことができないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条）であり、社会全体でその推進を図っていく必要があります。この法律が施行され、これまで、国や自治体においてその読書活動の活発化を図る取り組みがなされてきました。

ITが発展した現在では、子供を取り巻く環境にもそのITの発展の波が押し寄せ、スマートフォン等の子供たちへの普及率は著しいものがあり、利便性は大幅に高まったものの、活字離れが急速に進み、また、幼児期からの読書習慣の未形成などにより、就学時における読書離れが顕著になり、大きな課題となっております。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行を受け、北海道教育委員会は、平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」といいます。）を策定し、平成30年に策定された現在の「第4次計画」は、基本目標として、①家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進、②子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備を掲げ、読書活動・環境の推進、整備を進めています。

小平町においても平成22年3月策定の「小平町第5次社会教育中期計画」において、自主的な読書活動ができるよう、その環境整備をはかる目的で、「子ども読書推進計画」を推進項目として明記し、平成23年度に「第1次計画」を策定しました。その後引き続き、平成29年3月に「第2次計画」を策定し、現在にいたりましたが、令和3年度をもって計画期間が終了することから、今後5年間の計画を作成することになりました。

今後5年間のこの計画、「小平町第3次子ども読書推進計画」（以下、「第3次計画」といいます。）は、これまでの「第1次計画」、「第2次計画」を引き継ぐとともに、法と国の基本計画や道の計画の理念を尊重し、小平町の子ども読書環境を総合的かつ計画的に整備し、読書活動を活発にする施策の充実に取り組むために策定するものです。

## 2 計画の目的

小平町の子どもたちが、それぞれの子どもの発達段階に応じて、自主的に読書活動ができるよう、①広く知識を求め主体的に読書を楽しむ態度を涵養し、②高度に情報化・多様化する現代社会において「生きる力」を育むことができるよう、③町や関係機関さらには身近な大人たちの協働により、読書環境の整備を進めることを目的とします。

## 3 計画の基本方針

### (1) 家庭・地域における読書活動の推進

家庭や地域は、子どもが多くの本と出会う最初の場所です。関係機関、団体が連携し、読書活動の推進に向けて環境や体制整備を図っていきます。

### (2) 小平公民館図書室における読書活動の推進

図書室は、子どもが気軽に利用でき、たくさんの本と出会う場所であるとともに、子どもが集う施設の読書活動を支援していく役割を担っています。また、特集コーナー（時事特集・小平町の歴史や人々）等を設置し、魅力ある図書室整備をはかり、子どもの読書活動を推進していくため、公民館図書室がその中心的な役割を果たしていきます。

### (3) 幼稚園・小・中学校における読書活動の推進

幼稚園などの幼児施設は、幼児期に人間形成の基礎を養う場所です。そのころの読書体験は、子どもに感動を与え、将来にわたる読書活動の源となります。保護者に対しても読み聞かせの大切さを伝える役割を担っています。また、学校は、知識を学ぶ場であるとともに、集団生活を通して倫理観や他人への理解力を養う人間形成の場でもあります。学校図書館の充実により、この時期に読書習慣を身につけ、「生きる力」を育む役割を担います。

### (4) 関係機関の連携による読書活動の推進と読書活動の普及啓発

子どもの読書活動の推進にあたっては、広く町民に理解を求め、気運の醸成を図っていくことが大切です。また、講演会の開催、ポスター、リーフレットの作成・配布、広報誌への掲載など、さまざまな方法を通じて、子どもが読書することの大切さ、楽しさを周知・啓発に努めます。

## 4 計画の対象と期間

この第3次計画の対象は子ども（0歳から18歳）ですが、子どもを取りまく大人たち、一般町民の協働を前提としているため、対象は広く町民一般とします。期間は令和4年度から同8年度とし、内容については計画の進展等に伴い改善するよう努めることとします。

## 第2章 子どもの読書活動の推進

### 1 家庭・地域における読書活動の推進

家庭は、子どもが多くの本と出会う最初の場所です。子どもが、自ら本を手取るきっかけをつくるため図書室をはじめとした各関係機関が連携し、家庭や地域における読書活動の推進に向けて環境や体制整備を図っていきます。

#### 1) 家庭における読書活動の推進

##### (1) 今後の方向性

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであることから、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう、保護者が家庭での読書活動の習慣化に向けて、積極的に取り組む必要があります。

「読み聞かせ」は、子どもの読書活動の導入として重要なだけでなく、「人の話を聞く」姿勢や態度を身につける上で有効であるとされています。

家庭では、絵本や物語の読み聞かせをしたり、家族で図書館に出向いたりするなど、子どもが本に出会い、本に親しむきっかけをつくるのが大切です。

また、毎日、決まった時間に家族全員で読書をするなどして、子どもの読書習慣の形成を図ったり、読書を通じて子どもが感じたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるようすることがのぞまれます。

本町では、「ブックスタート」を実施し、「本」を通じた親子のふれ合いの大切さを意識づける取り組みを既に行っているとともに、「子育てサポーター」による読み聞かせの機会の充実をはかりながら、家庭や地域における「読み聞かせ」活動の普及と振興をはかります。

##### (2) 具体的な取組

###### ・家読（うちどく）の推進

家で親子で本を読む「家読（うちどく）」活動など、読書に親しむ環境づくりに努めます。「ノーゲームデー」「ノーテレビデー」の推進をし、児童・生徒の生活習慣の改善を通じ、本に親しむ取り組みを支援します。

###### ・絵本や物語の「読み聞かせ」活動に対する支援

「読み聞かせ」は、子どもの読書活動の導入として重要なだけでなく、「人の話を聞く」姿勢や態度を身につける上で有効であるとされています。読み聞かせの機会を拡充します。

###### ・ブックスタート

- ・子ども読書週間にちなんだ「おはなし会」等の実施
- ・読み聞かせの機会の拡充

## 2) 地域における読書活動の推進

### (1) 今後の方向性

子どもの読書習慣を身につけるためには、保護者のみならず地域の大人による指導や支援が不可欠であるとともに、乳幼児期から読書に親しむ習慣を身に付ける上で効果的な事業を実施することが望まれます。ブックスタートなどの実施や、子育てサークルの活動やPTAによる研修会等において、子どもの読書活動の重要性などについて啓発することが望ましいといえます。

また、図書室には、子どもが乳幼児期から親子で多くの本に親しんだり、友達とのコミュニケーションを深めたりできる場ともなりえることからブックスタート事業の充実や、読書の楽しさを味わうことのできる活動内容の工夫が望まれます。

### (2) 具体的な取組

- ・ブックスタート事業の拡充と積極的な活用啓発
- ・読み聞かせ活動を行う「子育てサポーター」や保護者の活動を支援します。
- ・読書習慣を身につける家庭教育の推進のため情報提供に努めます。
- ・乳幼児の各種検診時等、多くの保護者が集まる機会を活用した、読み聞かせに関する講座等の実施

## 3) 公民館図書室における読書活動の推進

### (1) 今後の方向性

子どもの読書活動を社会全体で支えるために、より多くの大人が、図書館や図書の魅力について理解し子どもたちを読書へと導けるようになることが重要です。

また、読書活動を充実するには図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、読書活動の意識の啓発に向けた取り組みが必要です。

### (2) 具体的な取組

- ・保護者や地域の大人が読書支援を行えるよう情報提供に努めます。
- ・良書の収集に努め、町ホームページや町広報誌内の「図書だより」等を通じ広くPRに努めます。
- ・学年に応じた推薦図書企画展示の実施
- ・保護者や地域の大人が子どもの読書活動に関心を持ってもらえるようPRに努めます。

乳幼児健診に合わせて実施しているブックスタート時に、「図書室利用

カード」を配付し、図書室利用の推進をはかる。

- ・読書習慣を身につける家庭教育の推進のため情報提供に努めます。
- ・移動図書館（出前図書）の実施

#### 4) 小平町における読書活動の推進

##### (1) 今後の方向性

町においては、子ども読書活動推進計画を策定し、公表するとともに、家庭における子どもの読書活動が促進されるよう、子どもの発達過程や発達の段階を踏まえた読書環境を整備する必要があります。

そのため、学校や図書室等における読書活動の実態を踏まえて、乳幼児期からの子どもの読書環境づくりの充実に努めることが求められます。

##### (2) 具体的な取組

- ・小平町子ども読書活動推進計画の策定及び点検、改定
- ・小平町子ども読書活動推進計画のホームページへの掲載等による周知
- ・読み聞かせなど読書活動に関する講座の実施
- ・絵本コーナー等の環境の整備
- ・「子育てサポーター」や読み聞かせを行う保護者の活動の支援
- ・読書習慣を身につける家庭教育の推進のため情報提供



## 2 公民館図書室における読書活動の推進

図書室は、子どもが気軽に利用でき、たくさんの本と出会う場所です。また、幼稚園や学校をはじめ、子どもが集う施設の読書活動を支援していく役割を担っています。子どもの読書活動を推進していくため、図書室がその中心的な役割を果たしていきます。

本町の公共図書室は、小平公民館（文化交流センター）に設置しており、小平公民館には担当職員（会計年度任用職員）1名を置き、各種研修会に参加させるなどして資質の向上に努めています。

蔵書数は、小平公民館で13,150冊。年間の貸出数は、小平公民館で8,246冊（令和2年4月～令和3年3月）となっています。

平成23年に、小平公民館図書室は利用者の利便性の向上のため蔵書管理システムを電算化し、蔵書検索・貸出等の図書管理をコンピューターで行えるようにしましたが、コンピューターの老朽化やOSのサポート終了などにより、不調も見られることから、導入後のメンテナンスや拡張性などに留意しながら計画期間内にシステムの入替えを進めていきます。

### 1) 図書室における読書活動の推進

#### (1) 今後の方向性

図書室は、子どもが学校外で自分の読みたい本を選び、読書を楽しむことができる場であり、気軽に利用したいと思われる場となることが求められています。そのため、図書室は、地域における読書活動の中心的な役割を果たすとともに、住民のだれもが利用しやすい施設としての機能を果たすことが期待されています。

また、道立図書館や他市町村の図書館と相互に連携を図りながら、読書活動を推進していく必要があります。

#### (2) 具体的な取組

- ・乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた良書の収集
  - ア 乳幼児の読み聞かせに適した絵本
  - イ 小中学校の授業に準拠したもの、発展的な内容の読み物の収集
  - ウ 少年少女文学の名著
  - エ 社会や自然の知識について、児童生徒向けに簡潔平易に書かれた図書(ジュニア新書等)
  - オ 概ね高校生以上の一般人向けに書かれ、社会や自然の知識の獲

### 得に役立つ新書など

- ・ブックフェア等の企画展示の実施
- ・図書の一括貸出しなどによる学校への支援
- ・読み聞かせなどの読書活動の推進  
読み聞かせによる本の楽しさを体験する機会の拡充
- ・図書室職員の資質向上のための研修機会の充実
- ・子どもの情操教育に有益な視聴覚教材の収集、充実

## 2) 図書室における普及・啓発

### (1) 今後の方向性

子どもの読書活動を一層充実させるためには、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、地域住民が子どもの読書活動にかかわるようになることが求められます。そのため、だれもが足を運ぶことができる図書室や公民館等が、子どもはもとより、地域住民や保護者、教員、保育士等に、子どもの利用状況や子どもに人気のある本についてなど、多くの情報を提供するとともに、子どもが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けていくことができるよう、読書活動の意識の啓発に向けて、取り組む必要があります。

### (2) 具体的な取組

- ・蔵書検索システムの活用と北海道立図書館や他の市町村立図書館との連携によるサービスの向上

蔵書検索システムを活用し、よりスピーディで的確に学習者の要望にあった図書の提供に努めるとともに、本との出会いを支援する「レファレンス(参考調査)」を北海道立図書館など上位館や他市町村と連携して実施し、高度化・多様化する要望に応えます。

- ・子ども向けの新着図書や推薦図書の普及
- ・「図書室だより」や「子育てサロン」を通じた情報提供
- ・「本のリサイクル市」等の企画による親しみやすい図書室づくり
- ・読書週間における事業の実施と情報の提供
- ・文化交流センター内の諸室の機能を活用した「メディアセンター」としての役割の強化

図書室内に個人利用向けの読書スペース（自習スペース）を設置し、また、センター内の諸室を使ったグループ学習により図書室を核とした学習施設としての利用推進をはかる。

- ・町の歴史、あゆみの記録資料の収集と情報提供

### 3 幼稚園・小中学校における読書活動の推進

幼稚園等の幼児施設は、幼児期に人間形成の基礎を養うとても大切な場所です。幼いころの読書体験は、子どもに感動を与え、将来にわたる読書活動の源となります。

また、学校は、子どもにとってさまざまな知識を学ぶ場であるとともに、集団生活を通して倫理観や他人への理解力を養う大事な人間形成の場でもあります。学校図書館の充実により、この時期に読書習慣を身につけ、「生きる力」を育む役割を担っています。

幼稚園から小・中学生までの時期においては子どもの発達段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的、継続的に読書活動を推進していく必要があります。

#### 1) 学校等における読書活動の推進

##### (1) 今後の方向性

乳幼児期や小学生期における読み聞かせや、様々なジャンルの本との出会いは、読書への興味・関心を広げるものであり、中学生期・高校生期における読書は、自我の確立や進路選択などに大きな影響を与えるものです。学校等における読書活動は、子どもが読書習慣を身に付ける上で大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

そのため、学校等においては、子どもの発達の段階を踏まえて、読書の楽しさを指導するとともに、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。とりわけ、幼児期の幼稚園における絵本や物語の読み聞かせ、小学校・中学校における、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等の学習を通して、子どもの望ましい読書習慣の形成を図ることや学校図書館の利用の促進が求められます。

##### (2) 具体的な取組

###### a) 幼稚園

- ・読み聞かせなどによる本に親しむ活動の充実
- ・教員による本の紹介など、多様な本と出会う機会の設定
- ・保護者やボランティアとの連携による読書活動の推進

###### b) 小学校・中学校

- ・「朝読」など一斉読書の積極的な推進
- 子どもの読書の習慣化のための取り組みとして、朝読を継続し、本を

読む楽しさや充実感を児童生徒が実感出来るように努めます。

- ・ブックフェスティバルの実施

子どもが本に親しみ、図書室に行くきっかけづくりとするため、小平町教育委員会・北海道立図書館との連携のもと、ブックフェスティバルを継続実施する。

- ・読書感想文コンクール等の実施

本に接する機会として有効な読書感想文コンクールを継続するとともに、低学年では読んだ本の魅力を紹介し合う「ビブリオバトル」の実施など、各年代、多くの子供たちが参加できる方法を検討し実施する。

- ・小平公民館図書室(文化交流センター図書室)との連携

学校図書館にない図書については、文化交流センター図書室からの貸出や道立図書館からの大量一括貸出の制度を利用し、児童・生徒が良書を利用できるよう努めます。

- ・各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学校図書館の利活用の促進

- ・学級文庫の設置

- ・児童会・生徒会活動を通じた読書活動の工夫

- ・保護者やPTAとの連携による読書活動の推進

## 2) 学校等における普及・啓発の推進

### (1) 今後の方向性

学校等においては、教員が読書活動の意義を理解し、教育活動の中で、計画的・継続的に読書活動を推進していく必要があります。そのため、子どもの実態を踏まえて、多様な指導を展開することにより、望ましい読書習慣の形成を図ることが求められます。

また、読書の楽しさを知った子どもには、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を通して、様々なジャンルの図書を紹介するなどして、さらに読書の幅が広がるよう指導を工夫する必要があります。

### (2) 具体的な取組

- ・読書活動や学校図書館の利用についての啓発

- ・「学校図書館だより」や「図書委員会通信」等の発行

- ・学級や学年を越えて、児童生徒同士が薦める本を紹介する活動などによる図書の普及

- ・読書集会など、読書に係る行事や学校図書館に係る行事の実施

- ・廊下や掲示板など、校内での図書の展示や読書活動の啓発に向けた掲示の工夫

- ・学級文庫の設置
- ・PTA総会や学級懇談会などにおける「朝読・家読運動」の啓発
- ・異なる学年の交流による読書活動の機会の提供（小・中学生による幼稚園児への読み聞かせ、高学年児から低学年児への図書の紹介）

### 3) 学校図書館における他の図書館や保護者との連携

#### (1) 今後の方向性

学校図書館は、学びの場であるとともに、自由な読書活動の場として、子どもの成長を支える重要な役割を担っています。

学校教育においては、生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うため、言語活動を充実することが求められています。そのため、各教科等の授業において、学校図書館の利活用を図り、読書活動を一層充実する必要があります。また、学校図書館は、昼休みや放課後に、好きな本を選び自分のペースで読んだり、興味があることをじっくり調べたりする機能が求められていることから、学校図書館担当職員を中心に、計画的・継続的な整備・充実に努める必要があります。

#### (2) 具体的な取組

##### a) 幼稚園

- ・保護者、PTAやボランティア等との連携による絵本コーナー等の整備

##### b) 小学校・中学校

- ・小平公民館図書室(文化交流センター図書室)との連携

学校図書館にない図書については、文化交流センター図書室からの貸出や道立図書館からの大量一括貸出の制度を利用し、児童・生徒が良書を利用できるよう努めます。

- ・児童・生徒が気軽に利用することができるよう、校内における図書スペースの工夫
- ・自主的・主体的な学びを支援する図書や資料の充実
- ・地域学校協働本部との連携による環境整備

## 4 町との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動推進にあたっては、根幹となる子ども読書推進計画にかかわる家庭・学校・団体・行政が、「生涯学習」の視点にたった施策の推進が求められます。そのため、計画にかかわる諸団体・機関は密接な連絡調整と協力体制をとりながら、効果的な施策を推進する必要があります。

### (1) 今後の方向性

町においては、子ども読書活動推進計画を策定し、公表するとともに、家庭における子どもの読書活動が促進されるよう、子どもの発達過程や発達の段階を踏まえた読書環境を整備していきます。そのため、町内の学校や図書室、児童館等における読書活動を活発化するため、乳幼児期からの子どもの読書環境づくりの充実に努めていきます。

### (2) 具体的な取組

- ・子ども読書活動推進計画の策定、改定
- ・子ども読書活動推進計画のホームページへの掲載等による周知
- ・学校や学級文庫への貸出しなど、図書の配送による図書の提供
- ・読み聞かせなど読書活動に関する講座の実施
- ・教職員の研修の充実
- ・読み聞かせなど、図書室等を活用した読書活動の推進
- ・絵本コーナー等の環境の整備
- ・読書感想文コンクール等の実施

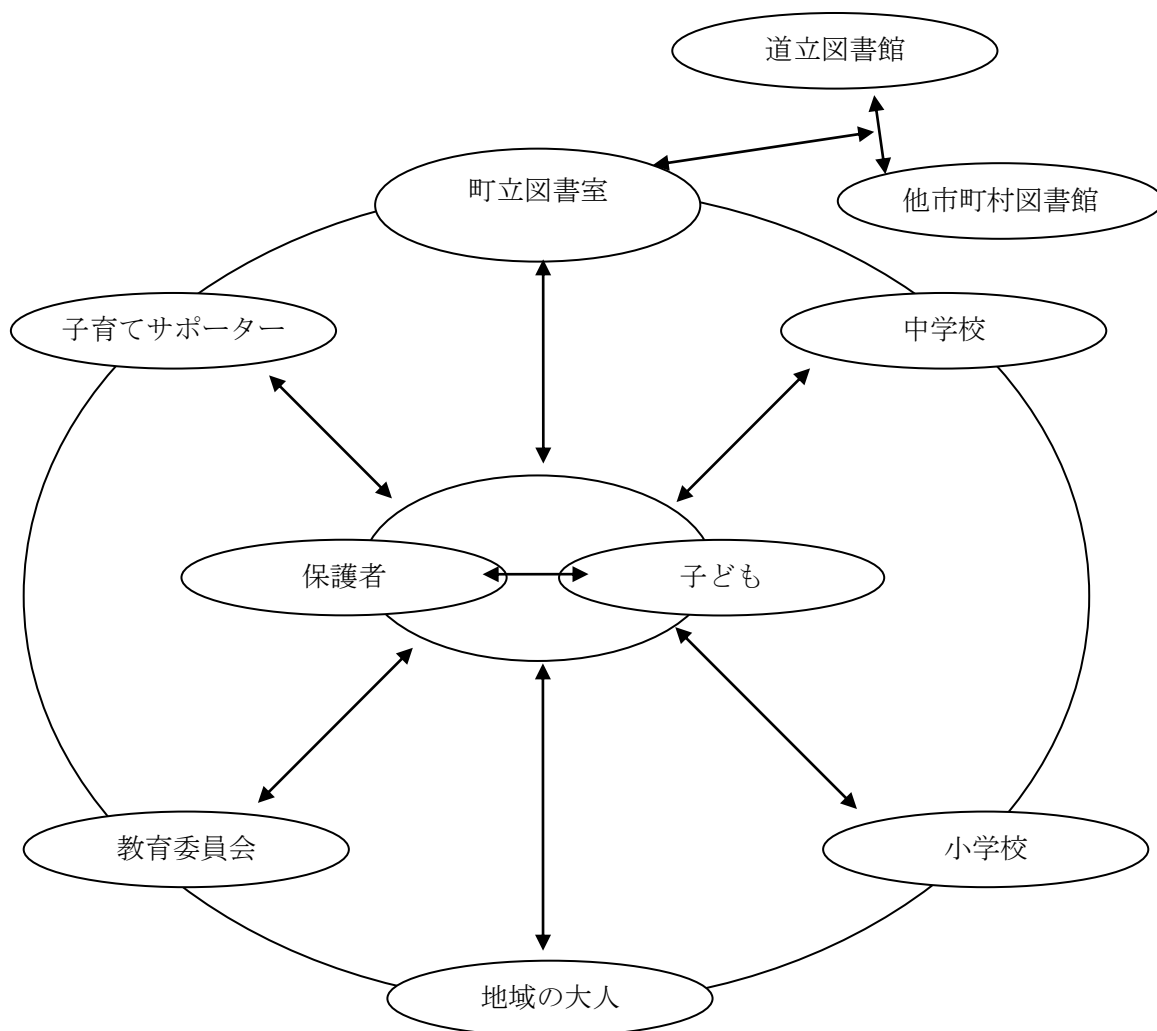
# 第3章 施策の推進について

## 1 小平町における推進体制

### 1) 小平町における推進体制

子どもの読書活動推進にあたって、計画にかかわる諸団体・機関は密接な連絡調整と協力体制をとりながら、効果的な施策を推進します。

計画にかかわる家庭・地域・学校・団体・行政は、「生涯学習」の視点と「協働」の精神に基づいて施策を進めるように努めます。



小平町子ども読書計画における推進体制概念図

## 資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動



の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 小平町子ども読書推進計画

令和4年3月

小平町教育委員会

〒078-3301 北海道留萌郡小平町字小平町 356 番地 2

Tel 0164-56-9500

Fax 0164-56-9555



北海道「朝読・家読運動」イメージキャラクター